

説明資料①

(これまでの議論の整理)

平成 23 年 10 月 31 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室

【これまでの議論の整理】

①保険契約の移転に係る規制の在り方

論点 販売停止規定について	
これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none">○ 支店を現地法人化する場合には、サービスは継続して提供するのが通常であるが、販売停止規定があるために、保険契約の更新等ができず、消費者の利便を損なっている。○ 支店を現地法人化する際に、隙間なくサービスを提供するためには、閉鎖する支店と設立する現地法人を併存させる必要があり、人員・資本が二重に必要となっている。○ 契約者の利便を考えれば、販売停止規定は適用せずに、移転手続き中であることについて説明をし、同意を得た上で移転させることとすればいいのではないか。○ 移転契約の中に、移転手続き中に引き受けた契約についても移転することとなる旨を盛り込み、併せて契約者にその旨説明することとすれば良いのではないか。○ 通常の募集において必要な説明義務に加え、移転手続き中である旨の説明義務を法制上確保することが必要。	<ul style="list-style-type: none">○ 移転手続き中の販売停止規定については、移転対象契約者の範囲を確定するという実務的な要請に加え、<ul style="list-style-type: none">・移転を行おうとするものと同種の保険契約の締結を認めることは、包括移転の趣旨にそぐわないこと・移転対象契約者の範囲を確定した後に締結する保険契約は移転元会社に残され、保険契約者の保護に欠けることといった理由から設けられているものである。○ 一方、例えば支店を現地法人化する場合のように、事業の継続を前提として保険契約の移転を行う場合には、必要な保険契約の更新等ができず、かえって保険契約者の利便を損なっているとの指摘があった。○ このような問題に対して、移転対象となる契約を移転手続き中に募集する場合には、その旨契約者になろうとする者に対して説明をし、同意を得た上で移転させることで対応すればよいとの意見があり、見直しに慎重な意見はなかった。○ 以上のような指摘を踏まえれば、事業の継続を前提として保険契約の移転を行う場合についてまで、販売停止規定を適用することは適当でないと考えられる。○ したがって、移転手続き中に移転対象となる契約の募集を行う場合には、当該契約が移転対象となっている旨を契約者になろうとする者に個別に説明をし、同意を得なければ契約を締結できないよう措置した上で、販売停止規定については撤廃することが適当と考えられる。

②外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制

論点① 外国保険会社買収時における当該外国保険会社の子会社に係る業務範囲規制の見直しの是非

これまでの主なご意見	議論の整理
<p>買収した外国保険会社の子会社に係る業務範囲規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国には保険会社の子会社の業務範囲規制が存在しない国が多いことから、日本の保険会社にとって現行規制が買収の阻害要因となることがある。一方、保険業法その他業禁止の趣旨も踏まえ、国内の業務範囲規制を余り逸脱しないよう留意する必要。 ○ 本体の健全性が維持されるのであれば、保険会社の海外進出を後押しする観点から見直すことは一つの考え方と思う。 <p>国内の子会社業務範囲規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内の業務範囲規制についても見直しの可能性があるかもしれないが、海外のM&Aにおける規制の見直しが、喫緊の課題。 ○ 国内の業務範囲規制についても見直しを行うことには慎重であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社の子会社業務範囲規制は、保険会社の経営の健全性を確保する観点から設けられている他業禁止の趣旨を踏まえたものである。このため、子会社が国内の会社か国外の会社かを問わず、一律に業務範囲規制が適用されている。 ○ 一方、欧米諸国では、子会社業務範囲規制が設けられていないことが多く、当該国の保険会社と買収において競合する場合、入札時に条件を付けざるを得ない日本の保険会社が不利であるとの指摘がある。 ○ 近年、日本の保険会社による外国保険会社の買収が増加しており、今後も買収のニーズが継続して見込まれる中、保険会社の国際競争力の向上に資する環境を整備することは重要と考えられる。 ○ 一方で、子会社業務範囲規制の趣旨を踏まえれば、買収した外国保険会社の子会社の業務範囲を見直す場合でも、一定の規律が必要と考えられる。 ○ また、上記の問題は、子会社業務範囲規制が日本の規制と異なる外国の保険会社を買収する際に生じうる問題であることから、国内の会社も含めた子会社業務範囲規制の在り方全体の検討とは分けて考えることが適当である。 ○ 以上のような点を踏まえれば、現行の子会社業務範囲規制の枠組みは維持しつつ、外国保険会社の買収において障害となっている規制に限定して、必要な見直しを行うことが適当ではないか。

論点② 規制の手法

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none">○ 例えば財関係の企業が多いアジアの保険会社については、保険事業と直接関係のない事業も行う会社を対象とするM&Aも今後行われることが想定されるため、当該事業に関しては、一定期間の後に売却をする形での業務範囲の規制が必要ではないか。○ 買収時点で存在した保険業法上認められている範囲外の海外子会社は、原則として一定期間経過後に売却を義務付けるが、特に競争力確保のために必要である業務を行う子会社に限り、一定の規制の下で保有し続けてもよいという二段構えの対応もあり得るのではないか。○ 保険業法に適合しない子会社について、買収当初は全体の保有を認めるが、猶予期間を経過した後は、保有を全く認めないとなると、最終的に現地での競争力が削がれるおそれがある。○ 海外子会社に関しては、規模が小さいものを認めることや、保有できる期限を認めることが考えられる。また、国情から必要なものや、収益が期待できるものについても、保有を認めることが考えられる。○ 海外子会社の業務範囲規制については、その買収時点には適用せず、一定の猶予期間を置いてから適用をすることが妥当ではないか。規模が小さければ、事業リスクが小さいとも限らず、買収後、規模の小さい他業なら保有し続けても問題がないとは言えないのではないか。	<ul style="list-style-type: none">○ 外国保険会社の買収において障害となっている規制を緩和する場合でも、子会社業務範囲規制の趣旨を踏まえれば、一定の制限を付すことが必要と考えられる。○ その場合の条件として、少なくとも買収後一定期間保有を認めることについては、概ね意見が一致した。○ このほか、一定期間内の売却を原則とした上で、買収先の国における競争力の確保等の観点から必要であり、適切なリスク管理等を行うことができると思われる場合には、一定の規制の下で、当該期間を超えて保有を認めることも考えられ、こうした考え方に対しては特段の異論はなかった。○ また、一定の規模以下の会社は保有を可能とするとの意見もあったが、必ずしも規模が小さいから事業リスクが低いとは言えないのではないかと意見があった。

③保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社の資産運用に係る信用リスクの集中を防止するための大口与信規制の意義は引き続きあるものとする。一方で、本業である保険事業の拡大・強化を目的とした大型買収等の際の本規制の在り方の妥当性について議論することには意義があるのではないかと考える。 ○ 連結ソルベンシー・マージン比率規制等の手段による健全性の確認に加え、保険グループにおけるガバナンスやリスク管理体制が確認できれば、保険子会社に限って本規制の対象外とすることも考え得るのではないかと考える。 ○ 保険会社がグループとして子会社を適切に管理することが求められており、さらに連結ソルベンシー・マージン比率規制による管理が加わることから、より適切に管理することが可能な保険子会社を対象外とすることが考えられないかと考える。 ○ 本規制の対象外とするか否かは、非金融関連業務を営む子会社、金融関連業務を営む子会社、そのうち保険業を行う子会社等、リスクの種類に応じて峻別して考えるべきではないかと考える。 ○ 連結ソルベンシー・マージン比率規制を中心に考えるのであれば、理論上は、保険子会社に限る必要もないと思うが、現実のニーズが他にないのであれば、保険子会社に限り早急な制度整備を図ってはどうかと考える。 ○ A保険会社グループについて、A持株会社が保険会社Bを買収する際は大口与信規制が適用されず、A持株会社傘下の保険会社Cが保険会社Bを子会社化するケースでは、大口与信規制が適用されるが、両者で整合性をとる必要があるのではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大口与信規制は、保険会社の財務の健全性を確保する観点から、特定の先に対する与信の集中を排除するために設けられており、与信先が子会社であっても適用除外とはされていない。 ○ 今後、保険会社が大規模な外国保険会社を買収しようとする場合等、本規制が障害となることも想定される。また、連結ソルベンシー・マージン比率規制の導入によって、保険グループベースでの健全性の確認が可能となる。 ○ また、保険会社の買収による保険子会社株式の取得は、保険会社の本業の収益機会拡大のためになされるものであり、資産運用に係る信用リスクとは異なり、保険会社として本業の事業展開に係るリスクをいかに管理していくかの問題と考えられる。 ○ 以上のような点を踏まえれば、保険会社による適切なリスク管理がなされており、かつ、当局による実効的な監督を行いうる範囲に限定した上であれば、特定の先に対する与信の集中を排除するという趣旨に反しない限り、大口与信規制の適用を除外することは考えられるのではないかと考える。 ○ その場合には、保険子会社を対象として、株式又は与信全体を大口与信規制の適用除外とすることが考えられるのではないかと考える。

④保険募集の委託の在り方

論点① 同一グループ内の保険会社を再委託者とする再委託の是非

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ内の保険会社について再委託が認められれば、再委託者である保険会社の販売基盤が活用できる。また、多数の保険代理店と個別に代理店契約を締結する必要がなくなる。 ○ 契約者保護の観点からの懸念が払拭された上で、グループ内の保険会社に再委託を認めることは、保険グループの総合力の発揮やサービス力の向上等につながると考えられる。 ○ 保険は比較的複雑な商品で、募集には丁寧な取り扱いが必要であり、規制も非常に厳格なものとなっている。銀行代理業で認められている再委託がそのまま保険に認められて良いというものではないのではないかと。 ○ 再委託を認めなくても、業務の代理・事務の代行を活用すれば、例えばシンプルな商品を保険契約者に提供できるのではないかと。再委託については、契約の手間やコストが省けるといったメリットと、契約者等の保護にどのような影響があるのかという懸念を、比較考量して判断すべきではないかと。 ○ 再委託者を保険会社に限定し、委託者、再委託者双方に責任を課せば、保険業法の監督の中で再委託者が再受託者に対する教育を適切に実施しているか確認できる。 ○ 責任の所在が不明確な事務の代理・代行よりも、再委託者の責任が明確になる再委託の方がよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険募集については、その適正性を確保し、保険契約者を保護する観点から、保険会社からの直接の委託のみが認められている。 ○ 一方、保険会社のグループ化が進展する中で、グループ内の他の保険会社の販売基盤を活用するために、当該他の保険会社を再委託者とする再委託を認めてほしいとのニーズがある。 ○ 再委託を広く認めることについては、所属保険会社が保険募集人を適切に管理しうるかという問題があるが、保険会社が再委託者となって、自らも保険募集を委託している者に対して再委託を行う場合には、再受託者たる保険募集人に対して適切な管理を行うことは可能と考えられる。 ○ また、当該再委託者が、同一グループ内の保険会社の場合には、同一グループ内で保険募集人に対する管理の方針を統一すること等により、委託者の保険募集人管理の方針を踏まえた適切な対応が可能であると考えられる。 ○ 以上のような点を踏まえれば、適正な保険募集を確保するために必要な措置を講じることとした上で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする再委託に限定して認めることが考えられるのではないかと。

論点② 再委託を可能とする場合に講ずべき措置

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none">○ 再委託において懸念される点については、所属保険会社の許諾を必要とし、再委託された代理店についても所属保険会社が指導・監督責任を負い、損害賠償責任も負うという要件を課せば、ある程度払拭できるのではないか。○ 再委託先を選定するに際しては、委託者である保険会社の承諾を必要とするという形にして、委託者と再受託者がつながるようになっていれば、問題がないのではないか。○ 責任関係については、銀行代理業における再委託における規定も踏まえ、保険契約者は、委託者と再委託者の両方に対して責任を追及できるような形になるのではないか。○ 委託者、再委託者双方に再受託者に対する適正な管理を行わせるインセンティブを持たせるべきであり、それができなければペナルティを科す制度とする必要があるのではないか。○ 元受会社がすべての監督責任及び損害賠償責任を負っている法の建付けを前提とすると、中間段階の再委託者に様々な責任を背負わせることは問題があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">○ 保険募集の再委託については、再受託者たる保険募集人における適切な保険募集を確保するための措置を講ずることが必要。○ 具体的には、以下のような措置を講じることが考えられるのではないか。<ul style="list-style-type: none">(i) 再委託をする場合には、所属保険会社（委託者）の許諾を要することとする。(ii) 所属保険会社は、再受託者における適正な保険募集を確保するための措置を講じなければならないこととする。（所属保険会社が再委託契約の変更や解除を求めることができること等）(iii) 再受託者が保険契約者に加えた損害の賠償責任については、委託者、再委託者双方が負うこととする。